

○デジタル庁告示第一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示

（電磁的記録）

第一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法律」という。）第二十六条の二に規定する内閣総理大臣が定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第二条 法第二十六条の三に規定する内閣総理大臣が定める電磁的方法は、電子情報処理組織による申請等としてデジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）第四条各項に規定する方法とする。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。